

業務委託契約書

- 1 業務名 令和 年度
- 2 業務場所 長野県小諸市甲1845番地 浅麓汚泥再生処理センター
- 3 業務委託料 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、業務委託料に110分の10を乗じて得た額である。

○業務委託料支払の時期

(※上記業務委託料について、毎月等の業務完了毎の支払いの場合には、支払いの時期及び金額の内訳を下記へ記載する。一括払いの場合には記載不用。)

-
-
-
-

- 4 履行期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 5 契約保証金 免除とする。ただし、契約を履行できなかった場合は、請負代金の100分の10に相当する額を納入するものとする。

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 長野県小諸市甲1845番地
浅麓環境施設組合
組合長 小泉 俊博

受注者

(総 則)

第1条受注者は、添付「仕様書」に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期限までに、頭書の業務を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない事項があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(再委任の事前承認)

第4条受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(特許権等の使用)

第5条受注者は契約の履行にあたって、特許権その他第三者の権利の対象となっているものを使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(発注者の監督員及び担当職員)

第6条発注者は、受注者の業務の履行について監督員及び担当職員を定め、その指名を書面により受注者に通知しなければならない。また、変更したときも同様とする。

2 担当職員は、他の条項に定めるもののほか、本契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、受注者又は第7条第1項に規定する業務管理責任者に対する指示を行う。

3 監督員及び担当職員は、業務の履行について、確認しなければならない。

(受注者の業務管理責任者)

第7条受注者は、業務を履行する作業員を指揮監督する業務管理責任者(以下「業務管理責任者」という。)を定め、任意の書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。また、変更したときも同様とする。

2 発注者の監督員及び担当職員は、業務管理責任者又は作業員が業務の履行又は管理につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対し、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(委託業務の調査等)

第8条発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(作業員)

第9条業務に従事する作業員は、受注者の社員若しくは受注者と雇用関係にある者を使用するものとする。

2 受注者の作業員が発注者の建物の内外において作業に従事するときは、受注者の作業員であることを明確にする服装を着す。

(業務内容の変更)

第10条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は、委託業務を一時中止することができる。この場合において、履行期限又は業務委託料を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(期限の変更)

第11条 天災その他の不可効力、又はその他受注者の責に帰すことができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないときは、受注者は、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(臨機の措置)

第12条 受注者は、災害防止等のために特に必要と認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置について、遅滞なく担当職員に報告しなければならない。

3 第1項の措置に要した経費のうち、発注者と受注者が協議して業務委託料に含めることが不相当であるとされた経費は、発注者がこれを負担する。

(検査及び引渡)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、発注者に対して遅滞なく業務完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に添付仕様書及び報告書に基づき、業務内容について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、業務内容について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正業務を行い、発注者の再検査を受けなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該目的物を発注者に引渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したことを確認し、発注者に対して、業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞における延滞金)

第15条 受注者の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込があると発注者が認めたときは、発注者は、延滞金を付して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、業務委託料に対して、延滞日数に応じ年利2.5%の割合を乗じて計算した金額とする。

3 発注者の責めに帰する事由により、第14条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、受注者は、発注者に対して年利2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息の支払いを請求することができる。

(損害の負担)

第16条 委託業務の処理に関し、受注者に生じた損害又は第三者に及ぼした損害は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰する事由による場合において受注者が損害を受けたときは、発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(発注者の解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除し、損害を受けたときは、賠償を求めることができる。

- 一 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。又は作業が著しく遅延したとき。
- 二 受注者の責に帰すべき理由により、委託業務の履行ができないと認められたとき。
- 三 受注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。
- 四 受注者が第3条の規定に違反したとき。
- 五 受注者が第18条に規定する事由以外の理由により解除を申し出たとき。
- 六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 発注者は、前項の場合のほか必要のあるときは、この契約を解除することができる。

(受注者の解除権)

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 第10条の規定する協議が整わないとき。
- 二 天災その他の不可抗力により契約の履行が不可能となったとき。
- 三 発注者がこの契約に違反し、その違反により契約を履行することが不可能とな

ったとき。

(違約金)

第19条 受注者の責めに帰すべき事由により、発注者が契約を解除したときは、受注者は委託料の10の1に相当する額の違約金を発注者に支払うものとする。

(秘密の保持)

第20条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(環境への配慮)

第21条 受注者は発注者の環境方針を理解し、本契約に関わって受注者が管理できる環境に配慮しなければならない。

(紛争の解決)

第22条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が整わない場合、その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は協議の上選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き発注者と受注者とがこれを負担するものとする。

(補則)

第23条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議してこれを定める。